

2014年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改革案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改革を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】 日本国憲法及び地方自治法の理念を遵守し、施策の充実に努めています。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】 滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じています。

平成27年度以降の地方税滞納整理機構参加については、平成24年度・平成25年度の徴収実績、平成26年度の徴収状況等を見極めて決定します。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 滞納者の状況を十分調査し、差押禁止財産は差押しておりません。
滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じています。
納税相談により、税の軽減・減免にも配慮している。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度の仕組み等について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は、直ちに申請書類を交付しており、保護申請の妨害はしていません。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定に基づき、迅速な対応を心掛けています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起これないように措置を講じてください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】 警察官OBの配置はしていません。

なお、今後の配置については未定です。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】 自立相談支援事業は、直営を予定しております。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】 第6期計画では、介護給付費準備基金を導入し、保険料の上昇の抑制に努める予定です。

また、保険料段階については、国が示している標準9段階に見直し、世帯非課税（第1～第3段階）については、公費による軽減の仕組みを導入し、低所得者の負担軽減を図る予定です。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 国の基準に合わせて実施する予定です。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】 平成24年度に広域市町による特別養護老人ホーム「平安の里」を開設しました。

公募により、平成25年4月に認知症対応型共同生活介護施設、平成26年4月に小規模多機能型居宅介護施設を、各1か所開設しました。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】 現在、地域包括支援センター1か所を清須市社会福祉協議会に業務委託しております。

清須市は30分以内に駆けつけることができるコンパクトな市であるため、今後の地域包括ケアシステムの構築を含めて1か所で実施していく予定です。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】 適正な賃金・労働条件については、各事業所で検討していただいているものと考えております。

また、財政的な支援については、特に考えておりません。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】 新しい総合事業に移行時には、利用者及び介護サービス事業所に混乱が起きないように、単価や利用者負担額を十分理解して頂けるよう周知に努めてまいります。

また、制度移行時に要支援の介護予防サービスを受けていた方で専門的サービスが必要な方については、心身等の状況を勘案して、専門的サービスを引き続き利用できるようにしたいと考えます。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】 新しい総合事業では、専門的サービス以外のサービスについては、地域住民やNPO等の参加による、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組みに重点を置き、共助によるサービスを実施し、適切な利用者負担額を検討していく予定です。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】 介護保険法及び関係法令等に従い、介護を要する状態であれば要介護認定の対象とする予定です。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】 緊急通報システム、配食サービス、寝具乾燥サービス、救急医療情報キットの配布等による、ひとり暮らしや高齢者夫婦の安否確認等の事業を一般会計で実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】 外出支援として、あしがるバス(市内地域巡回バス)を運行しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】 市内4か所の福祉センターや創造センター2階の和室や会議室等の高齢者への無料開放など、高齢者が集まる場の提供を行っています。

また、施設運営費用などの助成金については、現在のところ考えておりません。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】 公営の高齢者住宅の整備については、現在のところ予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。

い。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスは、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しています。
助成額は1食190円です。(土曜日・日曜日の配食サービス分は自費で実施。)
また、会食会はサロン事業として、社会福祉協議会のブロック社協や登録ボランティアで実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】 平成24年4月から住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施いたしております。
また、高額介護サービス費については、現在のところ実施の予定はありません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】 要介護1以上の方については、基本障害者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】 障害者控除の案内は、認定結果通知書に同封し、また、確定申告前に広報誌により周知しているため、個別通知の実施の予定はありません。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】 福祉医療については、子育て支援等の福祉施策として重要なものと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】 対応済みです。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】 妊婦健診は初回から14回まで助成しております。

乳児の健診も1回助成しています。

産婦健診の助成については考えておりません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】 本市は生活保護基準の1.3倍未満です。

年度途中でも申請できることは、学校及びホームページで案内しています。

支給内容の拡充は、検討していません。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】 学校給食費に関する補助は就学援助費では全額、特別支援教育就学奨励費では半額です。

現在のところ全児童生徒分の無償化は検討しておりません。

また、給食費未納により給食を食べられない子どもはいません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保

育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】 本市の保育所については、すべて公立で行っており、今後も引き続き、児童福祉法第24条に基づき市の責任において保育を行っていくものであります。

新制度においては、認定こども園、小規模保育を想定しており、設置基準等に基づき確認したうえ、適切に対応していくため、施設形態による保育格差はないものと考えています。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】 国保の広域化は国に於いて、どのように進めるか検討されていますので、その動向を注視しているところです。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 清須市の一般会計及び国保の財政は非常に厳しい状況であり、国民健康保険運営協議会において諮問協議中です。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とらないようにしてください。

【回答】 現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 現在の基準で対応したいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】 現在のところ給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】 収納課に於いて納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

現在行っている6ヶ月以内の有効期限での交付で対応したいと考えています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】 収納課に於いて、加入者の実態を正確に把握するとともに、納付相談を十分おこなない対応しています。

また、調査は実施する考えはありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。

制度（平成20年8月1日施行）の周知においては、市のホームページ・本算定時の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】 国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】 支給時間は、国負担基準に準じています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】 現在のところ考えていません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】 本人の状況を確認し、介護保険に移行した場合に、必要なサービスが受けられるか判断しています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】 介護保険に切り替わった場合は、介護保険のルールに従って徴収されます。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】 病院内のことでありますので、医療的処置として、病院側が対応すべきことと考えております。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 相談支援専門員に対しては、県が定期的に研修を開催しており、相談員のスキルアップを目的にその参加を勧奨しています。

7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの取り扱いについては、定期接種化に向けて国において検討がされているところであり、情報を収集しておりますが、現段階では助成の予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】 平成26年10月より国の定期接種化により、定期接種対象者の助成額を増額する予定。

任意予防接種については上限4,000円の助成を継続予定です。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】 風疹の流行に伴い、愛知県が平成25年度に引き続き、平成26年4月4日付けで「風疹ワクチン接種事業費補助金交付要綱」の一部改正を行いました。

当市では県の対象に上乘せし、市単独で抗体のない出産経験のある女性も対象に上限5,000円の助成を行っています。

男性の助成については、今年度は実施していませんが、昨年度は県補助事業に

基づきパートナーが妊娠を希望する男性に対し助成をしていました。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする。

以上